

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第56号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第88号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備の基準)

第2条 条例第10条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第10条第3項に規定する婦人保護施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 相談室 室内における会話の内容が漏れることを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (2) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器を備えること。
- (3) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室の清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。

3 前2項に定めるもののほか、婦人保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (2) 火気を使用する部分には不燃材料を用いること。

(保健衛生)

第3条 条例第14条第1項に規定する入所者の健康診断は、毎年定期的に2回以上行わなければならない。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。